埼玉県立大学大学院研究員規程

平成３１年４月１日
規程　第　１３８　号

（趣旨）

第１条　この規程は、埼玉県立大学（以下「本学」という。）と実践現場との教育的な連携強化や、本学保健医療福祉学研究科（以下「研究科」という。）の教育研究体制、卒後教育環境の充実等を図るために、埼玉県立大学大学院研究員（以下「研究員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究員）

第２条　本学において研究科に所属する教員と共に研究し外部資金の獲得を目指す者で、本学の教育研究分野に関する識見を有する者を研究員として受け入れることができる。

２　前項に定める研究員の種類は、次のとおりとする。

一　博士の学位を保有する者を博士研究員とする。

二　修士の学位を保有する者を修士研究員とする。

三　本学研究科を受入研究機関として、独立行政法人日本学術振興会特別研究員の「PD」、「RPD」又は「CPD」に採用された者（公立大学法人埼玉県立大学特任教員就業規則（平成２５年規則第３１号）第２条第３項に規定する者を除く。）を特別研究員とする。

（申請）

第３条　研究員の受入れを希望する教員は、推薦書（様式第１号）を作成し、研究科長を通じて学長に提出する。

２　学長は、前項の規定により推薦があったときは受入れの決定をするものとする。

３　学長は、前項の規定により研究員の受入れを決定したときは、研究員の研究の実施に関し責任を有する本学研究科の教員（以下「担当教員」という。）を定め、担当教員を通じて当該研究員に研究員研究許可通知書（様式第２号）を交付するものとする。

（受入れ期間）

第４条　研究員の受入れ期間は、受入れが許可された日からその日の属する年度の末日までとし、必要に応じ、１年ごとに更新することができる。ただし、研究の終了等により、研究員として受け入れる事由がなくなったときは、その時点で受入れを終了するものとする。

（報酬）

第５条　研究員に報酬は支給しない。

（安全衛生管理）

第６条　第２条第２項第３号に定める特別研究員は、健康診断等の受診に関して本学の支援を受けることができる。

（施設の利用）

第７条　研究員は、本学の教育及び研究に支障のない範囲内において、情報センターその他の必要な施設を利用することができる。

（遵守義務）

第８条　研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。また、本学の信用を傷つける、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（研究許可の取消し）

第９条　研究員が前条の規定に反する行為を行ったときは、学長は、当該研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

（守秘義務）
第１０条　研究員は、研究活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。受入れを終了した後も同様とする。
（損害賠償）
第１１条　本学は、研究員が故意又は過失により本学に損害を与えたときは、当該研究員に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。
（保険）
第１２条　研究員は、自己の責任において損害保険に加入するものとする。
（その他）
第１３条　この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

推薦者　職・氏名

埼玉県立大学大学院研究員推薦書

埼玉県立大学大学院研究員の候補者を下記のとおり推薦します。

記

<table>
<tr><td>ふりがな
氏　名</td><td colspan="2"></td><td>研究員の種類</td><td>博士研究員・修士研究員
特別研究員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現　職</td><td>所属所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>研　究
計　画
(概要)</td><td colspan="4">研究テーマ：
研究内容：</td></tr>
<tr><td>受入れ
期間</td><td colspan="4">年　月　日　～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>推薦
理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>添付
書類</td><td colspan="4">申請書・学位を証明する書類・在職証明書・研究計画書・研究業績書
受入れ許可申請書・特別研究員への申請、資格変更関係書類（写）・健康診断書</td></tr>
</table>

※添付書類は該当するもののみ提出すること。

様式第２号（第３条関係）

埼県大第　　号

研究員研究許可通知書

（氏　　名）

年　　月　　日付けで提出された埼玉県立大学大学院研究員の申請については、埼玉県立大学大学院研究員規程第３条の規定により、下記のとおり許可します。なお、研究の実施にあたっては、埼玉県立大学大学院研究員規程を遵守すること。

記

受入れ期間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日
研究員の種類	博士研究員・修士研究員・特別研究員
担当教員	

年　　月　　日

埼玉県立大学

学長